

療養費について

次のような時は、医療費をいったん全額負担することになりますが、後日申請し認められれば保険給付分として計算された金額が払い戻されます。

申請後、審査があるので支給まで1～3か月かかります。

療養費の申請に必要なもの

- 各申請共通
 - ・ 領収書(原本)
 - ・ 保険者証
 - ・ 印鑑(認め印可)
 - ・ 世帯主の口座番号がわかるもの。
 - ・ 個人番号がわかるもの



こんなとき		申請に必要なもの
1	急病など、緊急その他やむをえない理由で医療機関に保険証を提示できなかったとき	・ 診療報酬明細書
2	コルセットなどの補装具を購入したとき	・ 補装具を必要とした医師の証明書 ・ 補装具の品番・規格等がわかるもの (領収内訳書 等)
3	医師が治療上、必要と認めた時のマッサージやはりきゅう	・ 医師の同意書 ・ 施術内容と費用明細がわかる領収書等
4	骨折ねんざなどで、整骨院・接骨院を利用したとき ※1	・ 施術内容と費用明細がわかる領収書等
5	海外旅行中などに急病などで、国外で診療を受けた時 (海外療養費) ※2	・ 診療内容の証明書 (原本と日本語訳) ・ 領収の明細書 (原本と日本語訳) ・ パスポート等
6	臍帯血や内臓移植などの運搬費や医師の指示による転院の費用を負担したとき	・ 運搬や移送を必要とする医師の意見書
7	輸血のための生血代を負担した時	・ 医師の理由書か診断書 ・ 輸血用生血液受領証明書 ・ 輸血提供者の領収書

※1 柔道整復施術(整骨院・接骨院)での施術で保険対象となるのは範囲が限定されています。

※2 治療目的での渡航は、対象にはなりません。

